

この「保証の内容と制限」(以下「本書」といいます。)は、第 1 章の共通条項と第 2 章の各国固有の条項により構成されています。

第 2 章には、第 1 章記載の条項を変更または置き換える条項が記載されている場合があります。

本書に記載の保証は、お客様が再販売の目的でなく自己使用の目的で、IBMまたはIBMビジネス・パートナーから購入する本機械にのみ適用されます。「本機械」とは、IBM機械本体、その機構、型式変更、装置構成部、アクセサリ、またはこれらの組み合わせを意味します。本機械には、本機械にあらかじめ導入されていたか、後に導入されたかに拘わらず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。IBMが別途定める場合を除き、本書は、お客様がIBM機械を購入された国においてのみ適用されます。

なお、強行法規で定められた消費者の権利は、本書によってなんら制限されるものではありません。ご質問があれば、IBMまたはIBMビジネス・パートナーにお問い合わせください。

第 1 章 - 共通条項

機械に対するIBMの保証

IBMは、各機械がIBM所定の仕様(以下「仕様」といいます。)どおり良好に稼働することを保証します。機械の保証期間は特定された期間とし、機械の引渡日から開始するものとします。IBMまたはIBMビジネス・パートナーが別途通知する場合を除き、機械の引渡日はお客様の保証書上の日付とします。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼働状態でなくなった場合には、IBMまたはIBMビジネス・パートナー(IBMより保証サービスを提供することが認定されている場合に限り)は、その判断により機械を修理または他の機械と交換します。IBM は、機械に対し適切であると判断した技術的変更を実施します。

保証の範囲

保証には、誤用、事故、災害、改造付加、(データ処理目的以外の使用)、IBM所定の設備条件に合致しない稼働環境、IBM以外の者により提供された保守サービス、またはIBMに保証責任のない製品により引き起こされた故障による機械の修理または交換は含まれません。機械または部品の識別ラベルを取外しまたは改変した場合には、保証は適用されません。

本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものです。以上のお客様に提供される保証内容の適用は、各国または地域の強行法規により、保証範囲の制限が禁じられている場合、保証にかかわる強行法規による制限を受けるものとします。ただし、この場合の保証も機械の保証期間に限定されます。当該保証期間終了後はいかなる保証も適用されません。

保証に含まれない事項

IBM は、機械の実行が中断しないことまたはその実行に誤りがないことを保証するものではありません。

保証サービスとして機械に対し提供される技術的またはその他のサポート (例えば、電話による使用方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など) については、いかなる保証も適用されません。

保証サービス

機械の保証サービスを要望されるときには、IBMまたはIBM ビジネス・パートナーにご連絡ください。IBMへの製品登録を行っていない場合は、保証書等の証票の提示を求められる場合があります。

保証期間中、IBMまたはIBMより保証サービスを提供することが認められているIBMビジネス・パートナーは、機械をその仕様どおり稼働させるために、所定の修理および交換サービスを無償で提供します。IBMまたはIBMビ

ジネス・パートナーは、機械が据付けられる国で利用できるサービスのタイプをお客さまにお知らせします。IBMまたはIBMビジネス・パートナーはその判断により、1) 機械の修理または他の機械との交換を、2) 機械据付け場所またはサービス・センターで行います。さらに IBMまたはIBMビジネス・パートナーは、機械に対し技術的変更を実施することがあります。

一部の IBM製本機械の部品は顧客取替可能ユニット(Customer Replaceable Unit 以下CRUとします。)と指定されています。たとえば、キーボード、メモリー、ハード・ディスクなどが該当します。お客様がCRUを取り替えられるようにIBMはCRUをお客様に出荷します。故障したCRUについては、交換CRUの受領日から30日以内に、IBMにすべて返却してください。IBMインターネットWebサイトまたは他の電子メディアから入手する、所定のマシン・コードおよびライセンス内部コードのアップデートについては、IBMが提供する指示に従ってお客様の責任でダウンロードしてください。

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、IBMまたはIBMビジネス・パートナーにより取外された旧部品または機械はIBMの所有とし、取付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様は取外された部品がIBM純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとして扱います。交換用部品または機械は、取外される部品または機械に対する保証サービスを引き継ぎます。多くの機構、型式変更、およびアップグレードには、部品の取外しおよびIBMへの返却が含まれます。かかる場合、取外された部品に対する保証サービスの条件が、そのまま交換部品に適用されます。

お客様は、IBMまたはIBMビジネスパートナーが機械または部品の交換を行う前に保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改変、付加物を取外すものとします。

お客様は、次の各号に同意するものとします。

1. 取外される部品に交換を妨げる担保等の法的な制約がないことを保証すること。
2. お客様の所有に属さない機械に、IBMまたはIBMビジネス・パートナーがサービスを提供することについて、機械の所有者から承諾を得ること。
3. さらに、該当する場合、以下を行っていただきます。
 - a. IBMまたはIBMビジネス・パートナーが提供する「問題分析と解決の手引き」に従ってください。
 - b. 機械に含まれるすべてのプログラム、データおよび現金を安全に保管してください。
 - c. IBMまたはIBMビジネス・パートナーが保守サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにしてください。
 - d. 機械の設置場所の変更をIBMまたはIBMビジネス・パートナーにお知らせ下さい。

お客様の機械が 1) IBMの占有下にある場合、および 2) IBMの費用負担で輸送中の場合における機械の滅失破損については、機械の滅失、毀損はIBMの責任とします。

IBMもIBMビジネス・パートナーも、いかなる場合であれ、お客様によりIBMまたはIBMビジネス・パートナーに返却した機械に含まれるお客様の機密情報、専有情報または個人情報については責任を負いません。お客様は、機械をIBMまたはIBMビジネス・パートナーに返却する前に、これらの情報を機械から取り除いて下さい。

責任の制限

お客様がIBMの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBMの損害賠償責任は、請求の原因を問わず(ただし、強行法規により、免責または責任の制限を禁じられている場合はこの限りではありません。)、次の各号に定めるものに限られます。

1. 生命・身体または有体物に対する賠償責任。
2. お客様に現実に発生した直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の売買価格相当額(ただし、定期払料金の場合には、12 か月分相当分)の金額を限度とする金銭賠償責任。

この条項において「機械」には、マシン・コードおよびライセンス内部コードを含みます。

この責任の制限は、IBMのサプライヤーおよびIBMビジネス・パートナーに対する損害賠償請求にも適用されるものとします。

お客様は、IBMのサプライヤーおよびIBMビジネス・パートナーに対して重複して損害賠償を請求することはできません。IBM は、1) お客様のデータ、プログラム等の無体物の損害、2) 第三者からの損害賠償請求に基づく損害(本条1項1号の賠償責任の場合を除く)、および3) 逸失利益、IBMまたはIBMビジネス・パートナーの予見の有無を問わず、発生した特別損害、付随的損害、間接損害およびその他の拡大損害については責任を負いません。国または地域によっては、強行法規により、上記の責任の制限の適用が制限される場合があります。

準拠法

お客様と IBM の双方は本書から生じるまたは本契約に関連するお客様とIBMの権利義務を法原理に矛盾することなく規制、解釈、実施するためにお客様が「本機械」を購入された国の法律が適用されることに同意します。

第 2 章 - 各国固有の条項

中南アメリカ地域

ブラジル

準拠法: この最初の文の後に、次のように追加します。

本書に起因するすべての訴訟は、専らリオデジャネイロの法廷によって処理されるものとします。

北アメリカ地域

保証サービス: 本条に次のように追加します。

カナダまたはアメリカ合衆国において保証サービスを得るには、1-800-IBM-SERV (426-7378) に電話してください。

カナダ

準拠法: 最初の文の「本機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

オンタリオ州の Province の法律

アメリカ合衆国

準拠法: 最初の文の「本機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律

アジア太平洋地域

オーストラリア

機械に対する IBM の保証: 本条に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の強行法規に基づくお客様の権利に追加するものであり、適用される法規による範囲内に制限されます。

責任の制限: 本条に次のように追加します。

IBM が、Trade Practices Act 1974 またはその他の同様の強行法規に基づく黙示の条件または保証に違反した場合は、IBM の損害賠償責任はIBMが商品を提供する場合、この製品の修理もしくは交換または同等の製品との交換に限ります。ただし、当該条件または保証が個人的または家庭用に使用または消費する目的の商品に対する販売権、平穩的占有権または明示的所有権に関連する場合は、本条記載の責任制限は適用されません。

準拠法: 最初の文の「本機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

州または地域の法律

カンボジア、ラオス、およびベトナム

準拠法: 最初の文の「本機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

ニューヨーク州の法律

本条に次の事項を追加します。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争および見解の食い違いは、International Chamber of Commerce (ICC) の規則に従って、シンガポールにおける調停により最終的に解決されるものとします。それらの規則に従って指名される調停者（複数の場合がある）は、自身の権限と、調停への服従を求める同意書の有効性とを裁定する法的能力を持つものとします。調停の裁定は最終的なものであり、異議申し立てなく当事者双方に対する拘束力を持つこととなります。そして、調停の裁定は書面にされ、事実の調査結果と法律の結論とを記述します。

すべての議事記録は、議事進行で提示されたすべての文書を含め、英語で記述するものとします。調停者は 3 名とし、紛争のそれぞれの側は 1 名の調停者を任ずる権利があります。

当事者により任命される 2 名の調停者は、調停の進行に先立ち、第 3 の調停者を任命するものとします。第 3 の調停者が議事進行の司会者を務めるものとします。司会者のポストに空席が生じた場合は、ICC の議長により補欠が指名されます。他の欠員が生じた場合、それぞれ指名権を持つ当事者の指名により、欠員を埋めるものとします。議事進行は、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

当事者の一方が、30 日以内に調停者を任命することを拒んだ場合、あるいは任命できなかった場合は、他方の側がそれを任じ、最初に任命された調停者が有効かつ適正に任命されたことを条件として、最初に任命された調停者が唯一の調停者になります。

この同意書の英語版の効力は、他の言語版の同意書よりも優先されます。

香港およびマカオ（澳門）

準拠法: 最初の文の「本機械を購入した国の法律」の部分を次のように置き換えます。

香港特別統治領の法律

インド

責任の制限: 本条の第 1 項および第 2 項を次のように置き換えます。

1. お客様に生じた身体、生命および有体物に対する賠償責任はIBMの過失の場合に限られます。
2. この保証条件に対する IBM の不履行による損害賠償は、お客様に現実には発生した上記以外の通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の支払済みの売買価格相当額を限度額とします。

日本

準拠法: 本条に次の文を追加します。

本書に関する疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

ニュージーランド

機械に関する IBM の保証: 本条に次の段落を追加します。

本条の保証条件は、Consumer Guarantees Act 1993 またはその他の強行法規に基づくお客様の権利に追加するものです。ただし Consumer Guarantees Act 1993 は、同法で定義するビジネスを目的として IBM が提供したすべての製品については適用されません。

責任の制限: 本条に次のように追加します。

本契約の責任の制限は、Consumer Guarantees Act 1993 で規定するビジネスの目的以外で製品またはサービスを取得した場合には、IBM の責任の制限には当該法律の適用を受けるものとします。

中華人民共和国 (PRC)

準拠法: 本条を次のように置き換えます。

お客様と IBM の双方は、次のような、ニューヨーク州の法律（地元の法律に別の要求がある場合を除く）の適用に同意するものとします。すなわち、本書から生じる、または何らかの仕方で本書に関連する双方の権利義務のすべてを法原理に矛盾することなく規制、解釈、実施するための法律です。

本書に起因する、あるいは本書に関連した紛争が生じた場合は、まず友好的な折衝によって解決するものとします。それが失敗に終わった場合、当事者のどちらの側も、China International Economic and Trade Arbitration Commission (中華人民共和国、北京) に紛争を提出し、その時点で効力のある調停規則に沿って調停を行うよう依頼する権利があります。調停機関は 3 名の調停者により構成されるものとします。そこでは、言語として英語と中国語を使用します。調停による裁定は最終的なものとされ、すべての当事者に対する拘束力を持ち、Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (1958) の規約のもとに執行されます。

調停による別の裁定がなければ、調停の費用は、敗訴した側が負担するものとします。

調停の過程においても、当事者が異議を唱え、係争中である部分を除いて本書は引き続き有効とされます。

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域

以下の事項がすべての EMEA 諸国に適用されます。

本書の各条項は、IBM または IBM ビジネス・パートナーより購入した機械に適用されます。

保証サービス:

お客様が、IBM 機械をオーストリア、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、またはイギリスで購入した場合には、これらのいずれの国においても保証サービスの提供を、保証サービスを提供可能なビジネス・パートナーまたは現地の IBM より受けることができます。お客様が IBM パーソナル・コンピューターをアルバニア、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、キルギス共和国、ユーゴスラビア連邦共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 (FYROM)、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア共和国、スロベニアまたはウクライナで購入した場合には、これらのいずれの国においても保証サービスを提供可能なビジネス・パートナーまたは現地 IBM より受けることができます。

IBM 機を中近東またはアフリカ諸国で購入した場合、購入した国において IBM 法人がその国において保証サービスを提供している場合は、当該 IBM 法人より、その機械に対する保証サービスを受けることができます。あるいは、その国でその機械に対して保証サービスを提供するよう IBM が認定した IBM ビジネス・パートナーより保証サービスを受けることができます。アフリカにおける保証サービスは、IBM により認可されたサービス提供者から 50 キロメートルの範囲内で利用することができます。IBM により認可されたサービス提供者から 50 キロメートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

準拠法:

本書から生じるまたは何らかの方法で本書に関連する双方の権利義務を法原理と矛盾することなく規制、解釈、実施する適用可能な法律、ならびに国に固有の条項および本書に対して正当な権限を持つ法廷は、保証サービスが提供されるそれぞれの国のものです。ただし、次のような例外があります。1) アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、ハンガリー、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、スロバキア、ス

ロベニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタンでは、オーストリアの法律が適用されます。2) エストニア、ラトビア、リトアニアでは、フィンランドの法律が適用されます。3) アルジェリア、ベニン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、フランス、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビザウ、コートジボアール、レバノン、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、セネガル、トーゴ、チュニジアでは、本書は翻訳して解釈され、当事者間の法的関係はフランスの法律に沿って決定されます。そして、本書に起因するすべての紛争、あるいは本書への違反や本書の執行に関連したすべての紛争は、略式の訴訟手続きを含め、専らパリの Commercial Court により処理されるものとします。4) アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、ジンバブエでは、本書はイギリスの法律により規制され、本書に関連する紛争は、イギリス法廷の独占的な司法権に服するものとします。5) ギリシャ、イスラエル、イタリア、ポルトガル、スペインでは、本書に起因する何らかの法的申し立ては、それぞれアテネ、テルアビブ、ミラノ、リスボン、マドリードの権限を持つ法廷に提出され、最終的に処理されます。

指定されている国に、以下の事項が適用されます。

オーストリアおよびドイツ

機械に関する IBM の保証: 本条の第 1 段落の第 1 文を次のように置き換えます。

この保証条件の保証は、機械の通常使用に対する機能および機械の仕様の合致のみを保証するものです。

本条に次の段落を追加します。

機械に対する最低保証期間は 6 か月です。IBM または IBM ビジネス・パートナーが機械を修理できない場合、お客様は、1) IBM に対して修理できない機械の減額された部分的な返金を要求する、または、2) 当該機械に対する契約を解除し、支払済みの代金の返金を要求することができます。

保証の範囲: 2 番目の段落は適用されません。

保証サービス: 本条に次のように追加します。

保証期間中の機械の IBM 所定のサービス・センターへの輸送は、IBM の負担にて行います。

責任の制限: 本条に次の段落を追加します。

本条に基づく損害賠償責任の制限は、IBM の不法行為または重過失の場合および明示保証には適用されません。

第 2 項の最初の段落の最後に、次の文を追加します。

本項の損害賠償責任は、IBM による通常の過失に基づく重要な契約条件の違反の場合に限ります。

エジプト

責任の制限: 本条の第 1 段落の第 2 項を次のように置き換えます。

お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の直接原因となった機械の支払済みの売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任。この条項において「機械」には、マシン・コードおよびライセンス内部コードが含まれます。

IBM ビジネス・パートナーに対する条件は変更ありません。

フランス

責任の制限: 本条の最初の段落の 2 番目の文を次のように置き換えます。

お客様が損害に対して救済を求める場合、IBM の賠償責任は請求の原因を問わず、次の各号に定めるものを上限とします。(第 1 項および第 2 項は変更ありません。)

アイルランド

保証の範囲: 本条に次のように追加します。

本条に明示する条件を除き、Sale of Goods Act 1893 または Sale of Goods and Supply of Services Act 1980 に基づく黙示の保証、およびその他のいかなる黙示の保証を含む法的な保証責任に代わるものとして。

責任の制限: 本条の第 1 段落の第 1 項および第 2 項を次のように置き換えます。

1. IBM の過失によってお客様に生じた身体、生命、および有体物に対する賠償責任。
2. お客様に現実に発生した直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の売買価格 (ただし、定期払料金の場合には、12か月分) の 125% 相当額の金額を限度額とする金銭賠償責任。

IBMビジネス・パートナーに対する条件は変更ありません。

本条の最後に次の段落を追加します。

この保証条件 (契約不履行または不法行為を含みます。) におけるすべての IBM の責任およびお客様の救済措置は、損害賠償に限ります。

イタリア

責任の制限: 最初の段落の 2 番目の文を次のように置き換えます。

そのような場合、別途強行法規が定める場合を除き、IBM の賠償責任は、次の各号に定めるものに限りません。

1. (変更なし)
2. この保証条件に対する IBM の不履行によるお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の合計の売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任。

IBMビジネス・パートナーに対する条件は変更ありません。

本条の第 2 段落を次のように置き換えます。

別途強行法規で定める場合を除き、IBM および IBM ビジネス・パートナーは、(第 1 項および第 2 項は変更なし) 3) IBM および IBM ビジネス・パートナーの予見の有無を問わず、発生した間接損害については責任を負いません。

南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド

責任の制限: 本条に次のように追加します。

IBMのすべての賠償はIBM の不履行によりお客様に現実に発生した直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の支払済みの売買価格相当額を限度額とする金銭賠償責任に限ります。

グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国

責任の制限: 本条の第 1 段落の第 1 項および第 2 項を次のように置き換えます。

1. IBM の過失によってお客様に生じた身体、生命、および有体物に対する賠償責任。
2. お客様に現実に発生した直接の損害に対し、損害発生の原因となった機械の売買価格 (ただし、定

期払料金の場合には、12か月分) の 125% 相当額の金額を限度額とする金銭賠償責任。

この段落に次の事項を追加します。

3. Sale of Goods Act 1979 の第 12 条または Supply of Goods and Services Act 1982 の第 2 条に定める黙示の IBM の責任違反に基づく損害賠償責任。

IBMビジネス・パートナーに対する条件は変更ありません。

本条の最後に次のように追加します。

この保証条件 (契約不履行または不法行為を含みます。) におけるすべての IBM の責任およびお客様の救済措置は、損害賠償に限ります。